

### 広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

#### 広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第十八条第二項第二号」を「第十八条第二項第一号中「百分の二十五」とあるのは「百分の三十」と、「未満の場合 百分の二十」とあるのは「未満の場合 百分の二十四」と、「百分の十五」とあるのは「百分の十八」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の九」と、同項第二号」に改める。

別表第一を次のように改める。

#### 別表第一（第三条関係） 指定職給料表

号給	給料月額
一	七二四、〇〇〇円
二	七八〇、〇〇〇円
三	八三八、〇〇〇円
四	九一七、〇〇〇円

別表第三中「九、七〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- この規程は、平成二十三年一月一日から施行する。  
（平成二十三年三月に支給する指定職職員の期末手当に関する特例措置）
- 指定職職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第四十一号）附則第四項第一号の規定の適用については、同号中「百四十分の五」とあるのは「百六十分の五」とする。